令和５年１２月

【使えなくなった商品券やプリペイドカード】

【 相　談 】

以前居住していた地域で利用していた商店のプリペイドカード。２年ぶりに近くに来たので店に寄ったら、もう使えないという。このカードには期限はない。返金も駄目なのか。

【アドバイス】

払戻しは受けられない可能性が高いです。

商品券やカタログギフト券、磁気式や集積回路（ＩＣ）式のプリペイドカード、近年ではＷｅｂ上で利用できるプリペイドカードなどの「前払い式支払い手段」は手軽で便利ですが、利用できる店、有効期限などの条件があり、注意が必要です。利用にあたっては約款を確認しておくことをお勧めします。約款は商品券やプリペイドカードに添付されているほか、お店の掲示、発行者のＷｅｂサイトで確認できます。

ご相談のように期限がないものでも発行者が諸事情により利用を停止することがあります。商品券やプリペイドカードは、法律により原則として払い戻しは禁止されていますが、業務停止の場合は例外として利用者保護のために発行者に払い戻しを義務付けています。

一定以上の規模の発行者は払い戻しの実施と手続きについて新聞などで公告し、さらに発行者のすべての事業所やお店の目につきやすい場所に払い戻しとその手続きについて掲示しなければなりません。利用者はこの手続きに沿って申し出ることで払い戻しを受けることができます。払い戻し期間は６０日以上の一定期間と定められています。ご相談の場合、２年間使用がなかった間にこの払戻し期間を過ぎてしまったものと思われます。

商品券やプリペイドカードの利用停止に関する情報は、金融庁のホームページなどに掲載されています。参考にして有効に利用しましょう。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**